座間市教育委員会5月定例会会議録

1 開会日 令和6年5月15日(水)

2 場 所 座間市役所 5 階教育委員会室

3 出席委員 教育長 木島 弘

教育長職務代理者 鈴木 義範 委員 北村 美奈子

委員 有山 周一 委員 馬場 悠男

4 出席職員 教育部長 髙木 力 教育総務課長 冠 秀一

就学支援課長 髙田 光拡 保健給食担当課長 小林 直樹

教育指導課長 下斗米 淑子 教育研究所長 石田 正行

生涯学習課長 新井 昭 図書館長 飯田 京子

5 書 記 教育総務係長 佐藤 雄一 教育総務課主査 菅野 修平

6 開会時刻 午前9時34分

7 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
1	2 7	教育財産の取得について	教育研究所長	承認
2	2 8	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認
3	2 9	座間市教育支援委員会委員の委嘱について	教育研究所長	承認
4	3 0	座間市社会教育委員の委嘱について	生涯学習課長	承認
5	3 1	座間市立公民館運営審議会委員の委嘱について	生涯学習課長	承認
6	3 2	座間市学校課題協議会委員の委嘱について	教育指導課長	承認
7	3 3	教育関係予算案に関する意見の申出について	教育部長	承認
8	3 4	令和7年度使用教科用図書の採択方針及び採択検討	教育指導課長	承認
		委員会方針について		
9	3 5	教科用図書採択検討委員会委員の任命について	教育指導課長	承認
1 0	3 6	座間市指定重要文化財の指定について	生涯学習課長	承認

No.	報告番号	報告事項名	報告者	結果
1	6	県費負担教職員の任用について	就学支援課長	

8 閉会時刻 午前11時03分

木島教育長 それでは、ただいまより座間市教育委員会5月定例会を開会いたします。 お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 それでは、会期は5月15日今日一日といたします。

次に、座間市教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、会議録署名委員に 鈴木委員と北村委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、教育長報告に移ります。前回の定例会からの経過を報告いたします。

<教育長報告>

木島教育長 4月10日(水)教育委員会定例会、教育長、教育長職務代理者、北村委員、有山 委員、馬場委員出席です。

> 同日、相模原市立大野南中学校分校、いわゆる夜間中学ですけれども、第3回入学 式、教育長出席です。

> 4月12日(金)県市町村教育委員会連合会役員会及び総会(オンライン)、教育長職務代理者出席です。

同日、教務担当者会議、教育長出席です。

4月18日(木)全国学力・学習状況調査視察(相武台東小学校・南中学校)、教育 長出席です。

4月19日(金)市基地返還等市民連絡協議会役員会及び定期総会、教育長出席です。

同日、市民芸術祭絵画展、教育長出席です。

4月20日(十)大凧文字書き、教育長見学です。

4月22日(月)県央教育事務所管内教育長会議、教育長出席です。

4月24日(水)市長定例記者会見、教育長出席です。

同日、市小学校教育研究会定期総会、教育長、教育長職務代理者、北村委員、有山委員、馬場委員出席です。

4月25日(木)から26日(金)まで、関東地区都市教育長協議会総会並びに分 科会(新潟県長岡市)、教育長出席です。

4月30日(火)座間小学校3年生庁舎見学、教育長出席です。

同日、県・市町村教育委員会教育長会議、教育長出席です。

5月1日(水)東中学校エレベータ及び栗原中学校屋内運動場視察、教育長、教育 長職務代理者、北村委員、有山委員、馬場委員出席です。 5月4日(土)大凧まつり、教育長出席です。

同日、わんぱく相撲座間場所、教育長出席です。

5月5日(日)大凧まつり、教育長出席です。

同日、市内中学生凧掲揚、教育長出席です。

5月7日(火)立野台小学校3年生庁舎見学、教育長出席です。

5月8日(水)から10日(金)まで、全国都市教育長協議会定期総会並びに研究 大会(長崎県長崎市)、教育長出席です。

5月13日(月)政策会議、教育長出席です。

同日、子ども支援団体等交流会、教育長出席です。

5月14日(火) 市青少年薬物乱用・いじめ防止等対策連絡協議会、教育長出席です。

同日、相模が丘小学校3年生庁舎見学、教育長出席です。

木島教育長以上です。ただいまの経過報告について、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、以上で経過報告を終わります。

次に、本日の案件に移りますが、まずは非公開とする案件についてお諮りします。 2ページの議事運営要領をご覧ください。議案第28号から第32号まで及び第35 号、並びに報告第6号については、人事に関する案件ですので非公開にしたいと思い ますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議なしと認め、議案第28号から第32号まで及び第35号、並びに報告第6 号は非公開といたします。また、審議の順番については、公開案件の後に非公開案件 を行うことといたします。

それでは、議案第27号「教育財産の取得について」、説明をお願いいたします。

(石田所長 挙手)

木島教育長 石田教育研究所長、お願いいたします。

石田所長 それでは、資料4ページを御覧ください。議案第27号について御説明します。 提案理由は、指導者用パソコンその他周辺機器等の取得の申出について提案するも のでございます。 5ページを御覧ください。こちらに記載のとおり、指導者用パソコンその他周辺機器等476台を一般競争入札により、購入するものです。

予定価格は、税込みで7,480万円です。

議案第27号の説明は以上です。

木島教育長ありがとうございました。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 大変金額が高くて台数も多いです。学校にどういう形で下ろしていくか、どのよう な先生が利用されるかというあたりの説明をお願いできますか。

(石田所長 挙手)

木島教育長 石田教育研究所長、お願いいたします。

石田所長 台数の内訳ですが、小学校に321台、中学校に155台を納入いたします。こちらは指導者用パソコンですので、授業を行う先生が使用するパソコンになります。 なお、この台数がそのまま先生の人数ではなく、例えば非常勤の先生の場合、毎日来ているわけではないので、2人で1台ですとか必要最低限の台数に抑えております。 以上です。

木島教育長 これが先生方に直接渡る時期はいつですか。

石田所長 夏に入れ替えをする予定になっております。

木島教育長 そうすると、夏以降に先生方はパソコンを1人1台で利用することができるという ことになりますかね。

石田所長 はい。授業、その他普段の打ち合わせでも先生方はパソコンを使って内容を全て見ておりますので、そういった活用が進むかと思います。

(馬場委員 挙手)

木島教育長 馬場委員、お願いいたします。

馬場委員 子どもが使っているものと同じものではないのですね。以前に、子どもが使ってい

ても先生方がそれをきちんとマスターするために必要だという話がありましたよね。その話とは別ということでしょうか。

石田所長 今回は同じものでございます。

馬場委員 分かりました。それが一般業務的なことにも使えるということですね。

石田所長 はい。

馬場委員 そのパソコンは先生が自宅に持ち帰ってもよいのですか。情報漏洩の関係でどうな のでしょうか。

石田所長 一般のネットワークにはつなげられないのですが、持ち帰ってオフラインの状態で作業はできます。

馬場委員 分かりました。

木島教育長 いずれにしましても先生方は1人1台端末の環境が整うことで、校務のDXが今以上に進んでいくのではと期待されます。

ありがとうございました。他にはどうでしょうか。

木島教育長 有山委員は、実際に現場に入っていますが、現在はどうされているのですか。

有山委員 職員室にあるパソコンで通常の作業をしたり、全体の確認をしたりしながら仕事が できています。

木島教育長 それでは、他に御質問等もないようですので、議案第27号は承認することでよろ しいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第27号は承認いたします。

木島教育長 続きまして、議案第33号「教育関係予算案に関する意見の申出について」、説明をお願いいたします。

(髙木部長 挙手)

木島教育長 髙木教育部長、お願いいたします。

髙木部長 それでは、資料16ページを御覧ください。提案理由は、令和6年度座間市一般会 計補正予算について提案するものです。

17ページは、市長からの意見聴取の文書です。補正予算の内容につきましては、次の18ページ以降に記載しております。

まず、歳入について御説明します。18ページを御覧ください。

No. 1のリーディングDXスクール事業委託金は、リーディングDXスクール事業の実施に対し、同事業委託金が充てられることに伴う増額です。この歳入は、歳出の教育指導事務費に充てられます。

続いて、歳出について御説明します。19ページを御覧ください。

No. 1は、給食食材の産地偽装を行った食品納入業者への代金支払い留保分の相 殺額を児童の給食に使用することに伴う増額です。

No. 2からNo. 4までは、リーディングDXスクール事業の実施に伴う増額です。

ここで、No. 1について、補正予算として提案するに至った経緯を補足させていただきます。本市が給食用物資として購入した食肉について、令和5年11月に納入業者が国産と偽って海外産の食肉を納品した事実が確認されました。このため、同業者に対する令和5年10月分の給食用物資購入代金の支払を留保し、その後、令和6年3月に本市が有する損害賠償請求権と留保した給食用物資購入代金を相殺したことにより、令和5年度の学校給食に係る材料費に相殺に伴う不要額が生じました。不要額となった材料費は児童の保護者から歳入した給食材料費を財源としていることを鑑み、これに相当する金額を本補正予算で措置し、本年度の給食食材に充てることで活用させていただく判断をしたものです。

なお、本件については既に相手方と和解が成立しております。和解の詳細については、本定例会の最後に御報告いたします。

議案第33号の説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございました。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。 よろしいでしょうか。

木島教育長 私から1点、リーディングDXスクール事業が補正になったという経緯ですけれど

も、なぜ当初ではなくて、この6月補正にかけているかというところを御説明いただけますでしょうか。

(下斗米課長 挙手)

木島教育長 下斗米教育指導課長、お願いいたします。

下斗米課長 このリーディングDXスクール事業ですが、公募の開始が本年3月下旬からでした。 このため、昨年10月の当初予算要求段階では予算設計することができなかったので、 今回の6月補正で予算を計上させていただきました。 以上です。

木島教育長 ありがとうございます。そうすると昨年に続いて今年も本市がリーディングDXスクール事業を進めるということになりますよね。学校について、昨年は中原小学校と西中学校でありましたが、今年度についてはどうでしょうか。

下斗米課長 今年度につきましても昨年度と同様、中原小学校と西中学校の2校が指定校となっており、その他全校が協力校という形を予定しています。

木島教育長 ありがとうございました。他はよろしいでしょうか。

他に御質問等もないようですので、議案第33号は承認することでよろしいでしょ うか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第33号は承認いたします。

木島教育長 続きまして、議案第34号「令和7年度使用教科用図書の採択方針及び採択検討委員会方針について」、説明をお願いいたします。

(下斗米課長 挙手)

木島教育長 下斗米教育指導課長、お願いいたします。

下斗米課長 それでは、資料20ページを御覧ください。議案第34号について、御説明いたし

ます。

提案理由は、県の令和7年度義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択方針に基づく座間採択地区としての方針、及び座間市教科用図書採択検討委員会要綱に基づき 設置される検討委員会の方針について提案するものです。

21ページを御覧ください。こちらが座間採択地区教科用図書採択方針と座間市教科用図書採択検討委員会方針になっております。

まず、採択方針について、補足で説明させていただきます。

- (1) は、令和7年度以降4か年使用する中学校教科用図書の採択についてです。
- (2) は、小学校教科用図書の継続採択についての内容です。
- (3)は、小・中学校特別支援学級の教科用図書の採択について記載しております。 別添1を御覧ください。別添1が県の採択方針になっております。

続いて別添2が、座間市教科用図書採択検討委員会要綱になっています。

資料にお戻りいただき、22ページを御覧ください。令和7年度使用中学校教科用 図書採択に関わるおおまかな日程を示させていただいております。

議案第34号の説明は以上です。

木島教育長ありがとうございました。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

(馬場委員 挙手)

木島教育長 馬場委員、お願いいたします。

馬場委員 今まで何回も行ってきていることなので、内容に関してはそのとおりだと思います。 教科書を4か年使うために教科用図書採択検討委員会の先生方が大変な努力をされ、 様々な意見を上手にまとめてくれています。それが教育委員会に上がってきて、私ど もが最終的にどの教科書を採択するかを挙手するわけですよね。

その過程で、私は残念だと以前から申し上げていたのですが、検討委員会の先生方の意見を直に聞くチャンスがないということです。ですから、出てきたものには、こういう特徴があるとは書いてありますが、本当に良い悪いということはそこには書いていないので、検討委員会の先生方がどう考えられているのかについて直に意見を聞いて、私どもの判断材料にする。

それからもう一つは、学校がそれぞれ何を今使っていて、大抵の場合には、次年度も同じものを使いたいと出てきますよね。それぞれ準備してくださっている方の努力があるのだけれども、私どもの挙手で多い方に決めるというのは、何かちょっと申し訳ないというか、そこでもう少し情報の交換、あるいは直に御意見を私どもが伺った

上で、決定することができないかと思うのですけれども、どうでしょう。

- 木島教育長 前回、その件については、下斗米課長と私が話をしたような記憶があって、検討委員会から出されるものが、いわゆる教科書会社の具体的な名前を上げたりすることもあって、それは難しいということもありました。ある程度、それに近づけるようなやり取りを少し書いてもらうことができないのかというような話をした記憶があります。私も、検討委員会がかなりの時間をかけて議論されていることが、教育委員に直に伝わるような方法、一つは、馬場委員が言ったように直接、検討委員会の皆さんと話をするとか、検討委員会会議の様子を傍聴するとか、そういういくつかの方法があるように思うのですが、下斗米課長はどのように考えていますか。
- 下斗米課長 昨年度もお話をいただいていましたので、この採択検討委員会につきまして、まず 一つは、傍聴していただくことは可能なのですけれども、長時間にわたります。その 中で全て傍聴していただくというのは非常に労力がかかると考えておりますので、今 年度は、採択検討委員会の様子を録画しようと思っております。

採択検討委員会の中で、実際に調査員の先生方が検討委員の皆さんに教科書を示しながら、この教科書にはこんな特徴がありますといったプレゼンをしています。そういったところの様子も動画で録画をさせてもらおうと思っており、その部分を教育委員の皆様にもダイジェストで見たいところを見られるように活用できたらなと考えております。

また、当日傍聴していただいてもよろしいかと思いますし、録画した動画を活用していただいて、必要な部分を何度も見返してもらうこともできるようにするということを、事務局では考えております。

- 木島教育長 そうしますと毎回、小学校も中学校もそうですけれど、教育委員との勉強会という のですかね。教科書を確認し合う場の設定がありますので、その時間帯に検討委員会 のものを参考にしながらということができるということですかね。 それでいかがでしょうか。
- 馬場委員 はい。分かりました。全部を見るのはやはり大変だろうから、できれば検討委員会 の方々の本音の意見を我々に教えていただきたいという気がするので、よろしくお願

いします。

木島教育長 私たち教育委員が検討するのは、事前に教科書を自宅に持って帰っていただいて、 見ていただいたりするということもありますが、検討委員会で検討された内容を大切 にしたいという思いが強いので、それと教育委員の考え方、それを合わせた形で最終的に教科書を判断していくというのがベストだと思っていますので、ぜひよろしくお願いいたします。

有山委員はどうですか。

有山委員 そのとおりだと思います。長らく使ってきた現場の先生方が使いやすさや使いにく さを日々感じていらっしゃると思うので、そのあたりを十分吸い上げて、多分そのあ たりを吸い上げるのがこの検討委員の皆さんだと思いますので、その検討委員の皆さ んが吸い上げて練ったものを馬場委員がおっしゃったように本音の部分で伝えていた だけると、本当に良いものが選べるのかなと思います。

木島教育長 私は現場の声も大切にしたいと思っております。そのためには、現場の先生方に今 度新しく出る教科書がどういう内容かというのは、できるだけ各担任の先生に目を通 していただけるのがありがたいと思います。

確認ですけれども、各学校へ教科書が巡回しますが、1校に何日間程度留まりますか。

(下斗米課長 挙手)

木島教育長 下斗米課長、よろしくお願いします。

下斗米課長 1校に留まるのは、今のところ土、日を挟んで6日間です。

木島教育長 今回、デジタル教科書の部分が出てくるかと思いますが、これについて、検討する ものはありますか。

(下斗米課長 挙手)

木島教育長 下斗米課長、お願いします。

下斗米課長 昨年の小学校と同様、学習者用のデジタル教科書を検討の中に含めてよいのは英語だけになっております。基本的には紙の教科書が採択する際の調査のメインとしておりますので、デジタル教科書を見ていただいて、そこを調査員も参考にするというのはあるのですけれども、原則紙で調査の対象にはなると思います。

木島教育長 鈴木委員はいかがでしょうか。

鈴木委員 そうですね。各委員がおっしゃられたように、現場の先生が選ぶということが大切だと思っています。それを代表した検討委員会の意見を過去の経験から尊重してやってきたという経過がありますので、検討委員会の意見は汲み取れていますけれど、より身近にそれを聞けることは良いことですし、そういう方法を取られた方がより良いと思っております。

木島教育長ありがとうございました。北村委員はいかがですか。

北村委員 私も同じく、去年小学校の教科書採択をさせていただいた時に感じましたが、やはり現場の先生の声、感想を聞きたいなというのを本当に思いました。ですので、今回こうやって傍聴なり動画とかを見せていただけるという機会はとてもありがたいと思います。

木島教育長 各学校に一週間程度、教科書を留めて先生方に見ていただけるということですので、 各学校から希望する教科書が具体的に上がってきます。それから自由意見の中で、で きるだけ先生方に意見を言っていただくというところをお願いしていく。教科書に関 して関心を高めていただき、現在使っている教科書と同じでよいではなく、2次元コ ードがたくさんついているということも今回の特徴ですので、そのあたりも含めて先 生方には目をとおしていただきたいと改めて思っています。

採択の教育委員会定例会は7月26日ですので、そこで教科書が決まることになります。それまでに教育委員には、この教育委員会室で各種会議、勉強会を行っていきたいと思っています。

木島教育長 それでは他に御質問等もないようですので、議案第34号は承認することでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第34号は承認いたします。

木島教育長 続きまして、議案第36号「座間市指定重要文化財の指定について」、説明をお願いいたします。

(新井課長 挙手)

木島教育長 新井生涯学習課長、お願いいたします。

新井課長 まず、議案第36号の説明要員としまして、文化財担当の佐柄主事補の入室をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

木島教育長 入室を許可します。事務局は説明員を入室させてください。

(文化財担当 佐柄主事補 入室)

新井課長 それでは、資料25ページを御覧ください。議案第36号について、御説明いたします。

提案理由ですけれども、本市の文化財として、特に重要であることから提案するものです。資料26ページの別紙を御覧ください。指定する物件の名称は、表裏型顔面把手、種類は考古資料、数量は1点、座間市教育委員会で所有し、保管いたします。

関係資料になりますけれども、別添3、座間市文化財保護委員会の答申の写し、及 び別添4、座間市教育委員会事務局である教育部生涯学習課による調査と研究に関す る報告書です。

それでは別添3、答申の写しを御覧ください。

本物件は、材質は土製素焼、寸法等は最大高132.8mm、最大幅144.1mm、最大厚77.5mm、重量428.0gです。

指定すべき理由は、縄文時代中期中葉勝坂式期に製作された顔面把手であり、表裏 に顔面がある造形は複雑で、全国的に類似事例が希少で、蟹ケ澤遺跡における当時の 精神文化を顕著に示す、本市にとって傑出した遺物であり、特に保護の価値があると 認められたためです。

令和6年4月16日の指定の諮問を基に、同月24日に座間市文化財保護委員会で 審議を行い、申し上げたとおり答申されました。議案第36号の説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございました。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

(馬場委員 挙手)

木島教育長 馬場委員、お願いいたします。

馬場委員 文化財保護委員会で慎重に審議された結果、市の重要文化財として表裏型顔面把手 が学術上価値の高いものと評価され、公開されることは非常に喜ばしいことです。

木島教育長 ありがとうございました。 市の重要文化財として、今後、広く周知できるようにお願いいたします。

木島教育長 他に御質問等もないようですので、議案第36号は承認することでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第36号は承認いたします。 説明員の佐柄主事補、ありがとうございました。退出をお願いいたします。

(文化財担当 佐柄主事補 退室)

木島教育長 本日、公開の案件は以上です。 ここからは、非公開案件の審議に移ります。

(議案第28号「座間市教育委員会職員の人事について」、第29号「座間市教育支援委員会委員の委嘱について」、第30号「座間市社会教育委員の委嘱について」、第31号「座間市立公民館運営審議会委員の委嘱について」、第32号「座間市学校課題協議会委員の委嘱について」及び第35号「教科用図書採択検討委員会委員の任命について」、並びに報告第6号「県費負担教職員の任用について」は非公開)

木島教育長 本日の案件は以上です。

その他、会議の中で取り上げたいことはございますか。

(小林担当課長 挙手)

木島教育長 小林保健給食担当課長、お願いいたします。

小林担当課長 先ほどの議案第33号でもお話しが出ましたが、給食食材の食品偽装の関係で次の 6月の市議会定例会において、報告案件となる事項につきまして、この場をお借りし て御報告させていただきたいと思います。 まず、市と相手方が和解する場合には本来議会の議決事項ということになりますが、 地方自治法の中で、一部市長に専決処分という形で権限を譲っているものがあります。 その中の案件として今回こちらを6月で提案するものです。

内容につきましては、先ほどの議案第33号と重なる部分はございますが、昨年の11月に今回の食品偽装の疑いの問題になっている業者から市に連絡がありました。 連絡を受けて、食品偽装の実態調査をしていたところですが、警察で不正競争防止法の疑いということで捜査が入っておりまして、相手方からの聞き取りもままならない中で、他市の状況を聞きながら、調査や確認を進めてまいりました。

そういったこともありまして、不正の疑いがあるという部分で、先方から通知があった以降に届いた食材費の請求書に関しては、その代金をお支払いせずに留保という形で止めておいた部分がございます。

金額としては、配付した資料にあります83万5,194円のお支払いを止めた部分がありますが、この金額を市が受けた損害と相殺するという結論に達しまして、昨年度の3月29日で決断しまして相殺をしております。相殺をしたことにより、同日付で先方との間で和解が成立しております。

この内容につきまして冒頭に申し上げましたが、本来議会の議決事項というところもございますので、6月議会で経緯を報告するお話になりますので、この場をお借りしての御報告となります。

以上です。

木島教育長ありがとうございました。今の説明については御質問等ございますか。

木島教育長 よろしいでしょうか。

それでは、次回の定例会は令和6年6月12日(水)午前9時30分から教育委員 会室で開催いたします。

以上で座間市教育委員会5月定例会を閉じさせていただきます。